

## 南長野運動公園総合運動場野球場広告掲載実施要領

(主旨)

第1 この要領は、長野市（以下「市」という。）が南長野運動公園総合運動場野球場（以下「野球場」という。）に民間企業等の広告を有料で掲載すること（以下「広告掲載」という。）に関して、長野市広告掲載取扱要綱（平成18年長野市告示第36号、以下「要綱」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格、面数、掲載位置等)

第2 広告の規格、面数、掲載位置等は別に定める。

(広告枠に広告掲載を行う権利の売却)

第3 広告掲載は広告代理店に募集する全ての広告枠に広告掲載を行う権利を売却することにより行う。

2 前項の売却は公募により広告代理店を募集することにより行うものとし、広告掲載を希望するものが1者の場合は見積入札により、また2者以上の場合は一般競争入札により行うものとする。

3 広告掲載を希望する広告代理店は様式1により参加申込を行うものとする。

(広告代理店が行う広告掲載)

第4 第3の規定により広告枠に広告掲載を行う権利を買い受けた広告代理店（以下「買受者」という。）は、広告掲載にあたり、要綱、この要領に従い、その他野球場が公共施設であることを十分に留意し、広告が野球場内の美観及び景観を損なわず、野球場と調和した色彩、形状となることに留意して広告掲載を行うものとする。

2 広告代理店は広告主を募集し、市が指定する期日までに広告掲載内容を市に提出するものとする。

3 使用する文字等の色は黄色一色のみとし、商標、キャッチフレーズ、企業名又商品名のみを表示するものとする。

4 使用する部材は、日射及び照明に無反射のものとする。

5 広告掲出に要する一切の費用は広告代理店の負担とする。

(代金の納入)

第5 買受者は、広告掲載料を、市が指定する期日までに一括納付しなければならない。

(広告の一時撤去)

第6 市は、公共又は公共の用に供するため、買受者と事前協議を行い、掲載中の広告を遮蔽することができる。この場合において、買受者が損害を受けることがあっても市はその責を負わない。

(免責)

第7 市は、広告掲載中に生じた広告の汚損、損傷、滅失等による損害については市の故意又は過失による場合以外、その責を負わない。

(原状回復義務)

第8 広告掲載期間が満了したとき及び使用許可を取り消された場合、買受者は買受者の費用負担において直ちに広告を撤去し現状に回復しなければならない。ただし市が撤去の必要がないと認める場合はこの限りではない。

2 前項の広告を撤去しない場合は、市において任意に撤去することができる。

3 2項の規定により市が撤去した場合は、撤去並びに現状回復に要した費用を使用者の負担とする。

(補則)

第9 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年 2月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年 4月 1日から施行する。

別 表

広告掲出範囲

広告掲出場所	掲出範囲	広告一面のサイズ	掲出できる 面数
A 外野ラバーフェンス	全長 68m×高さ 2.2m (レフト・ライト) 2箇所	全長 10m以内 高さ 2.2m以内	12面
B 内野ラバーフェンス	全長 19.3m×高さ 2.2m (レフト・ライト) 2箇所	全長 8.6m以内 高さ 2.2m以内	4面

## 南長野運動公園総合運動場野球場フェンス広告掲載にかかる権利 における一般競争入札参加申請書

長野市長様

申請者 所在地

商号又は名称

印

代表者 職・氏名

南長野運動公園総合運動場野球場フェンス広告掲載にかかる権利における一般競争入札への参加を申請します。なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

ふりがな		ふりがな	
商号 名称		代表者 職・氏 名	

主たる事務 所の電話番 号	( ) -	主たる事務所 の FAX 番号	( ) -
---------------------	-------	--------------------	-------

長野市への納税の有無

	法人市民税	固定資産税
法人事業者（広告代理店に限る）	有 ・ 無	有 ・ 無

※ 市税の納税がある事業者は滞納がないことを証明する書類を添付すること。

長野市文化スポーツ振興部スポーツ課受付欄

受付日	取扱要領・実施要領 ・ 入札通知書	添付書類確認	審査結果
／	要領・通知書	法人市民税 ・ 固定資産税	合格 ・ 不合格